

ふくし TIME'S

<http://www.knsyk.jp>

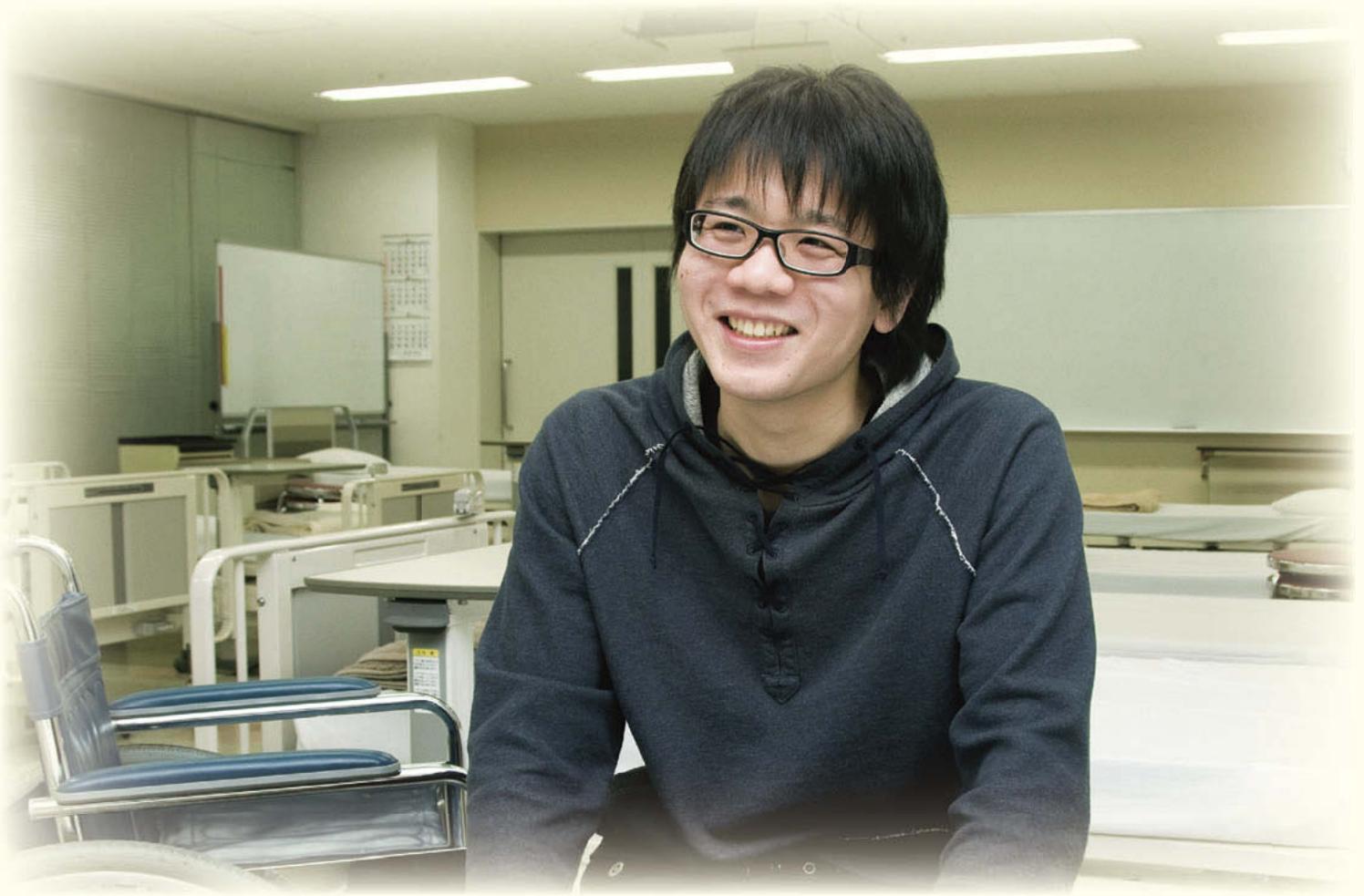
福祉タイムズ



ともしび運動

3

2011 No. 712



介護の職場で働き続けたい

〈写真・菊地信夫〉

今月、湘南医療福祉専門学校（戸塚区）を卒業する柴田亮さん。高校を卒業し工場で数カ月働いた後に、高齢者のデイサービスで働いた。知識も経験も無い中で、利用者の方や職員の方が、介護の仕方を丁寧に教えてくれたことが嬉しく、「介護の仕事を一生涯続けたい」という気持ちが芽生えたきっかけとなった。

柴田さんはこの春から、横浜市内の特別養護老人ホームで働く。

「専門学校で学んだ、一人ひとりを大切にしたいケアの考え方を忘れず、利用者の関わり方や介護を先輩職員から吸収して、現場で考える介護をしていきたい」と抱負を語る姿は、ひたむきさと希望に満ちていた。

CONTENTS

特集

ともしび運動の理念をどのように地域へ浸透させていくのか……………2

NEWS & TOPICS

自閉症のある方への合理的配慮を求める報告書まとまる ほか…4

FOCUS「利用者本位を地域で支える」……………5

でかけてみませんか……………6

連載

社会的ケアの広がり～個人と家族を支える～最終回……………8

県社協のひろば

地域福祉担当者連絡会「地域の見守り活動と個人情報」を開催……………10

かながわHOT情報

笑顔の配達人（南足柄市）……………12

ともしび運動の理念をどのように地域へ浸透させていくのか

ともしび運動（以下、運動）は、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、国籍が違って、ともに手を携えて歩むことのできる「ともに生きる福祉社会づくり」を目指す県民運動です。昭和51年に提唱され、翌年には運動を支える財源として「ともしび基金」が設立されました。

本会では、この基金果実（利子）を活用し、①ポスター・絵本、作文を通じた思いやり、助け合いなど福祉の心を育む機会づくり、②当事者団体やボランティアグループなど

の地域福祉活動を支えるための助成による支援、③障害のある方の働く場、地域交流の場としての「ともしびショップ」への支援、④コミュニケーション手段としてのIT（情報技術）利活用の支援、⑤身体機能や生活環境に合った日常生活に役立つ自助具（身近で小さな福祉用具）の普及などの事業を展開しています。

今回は、基金果実を活用した事業の中でも、助成制度に注目して、その意味や今後の課題を考えます。

基金果実による助成制度の意味

ともしび基金の果実は、普及啓発や学習・相談・支援者養成・運営支援・活動助成など、さまざまな方法で活用されています。

中でも助成制度は、本会が県域を対象とした支援組織であることから、取り組めるテーマには限りがあり、それを補う効果的な方法だと言えます。また、本会が今後取り組むべき優先的な課題を把握する上でも大きな意味があります。単なる資金的な支援だけではなく、ともしび運動新行動指針の四つのキーワード①気づき・関心をもつ、②学び・理解を広げる、③行動し・発信する、④つながる・つなげる、を地域の中でどう生かしていくのかをポイントに、本会が直接取り組むことが難しい地域福祉活動の発展や波及効果を期待しながら、実施主体と一緒に個別の調整を行っています。

ともしびショップへの助成

助成制度の形態も多様です。一例として、運動の象徴であり、障

害のある方の働く場、地域交流の場として本会が認定する「ともしびショップ」を紹介します。

県内四十九店舗の中で最も新しいポエム'10（横浜市栄区）は、地域交流を重視した多機能型「ともしびショップモデル事業」の実施店舗です。手づくりの多国籍メニューを提供する

お店として、すでに地元での人気は高く、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、国籍が違っても、みんなが働いているのが

特長です。障害のある方はスタッフ、外国籍の方を含むボランティアが支援スタッフとして一丸となって運営しています。

昨年十月のオープンに向けて、運営団体代表者は、何度も本会を訪れ、働く人もメニューも多国籍という、一つの新しい形を提案し



上=本場仕込みの手づくり餃子
下=中国、タイ、フィリピンなど多彩なランチ

県立地球市民かながわプラザ内 ☎045-896-2121

先駆的地域実践活動への助成

先駆的・広域的な地域福祉活動を行う当事者団体やボランティアグループを支援するため、地域福祉（ともしび）推進助成金があります。左記のようなテーマに対して、一年間で約六十件、一千万円を超える助成を行っています。

（助成対象事業の主なテーマ）

精神保健ボランティア、知的障害・発達障害児の学習・余暇活動、就労移行への支援、心身障害児者の音楽療法、乗馬体験、電動車椅子サッカー大会、若年性認知症の支援、障害児と市民のアートワークショップ、聴覚障害児の保護者向け手話教室、療育サマーキャンプ、ふれあいコンサート、子育てサロンをはじめとした子育て支援、高齢者施設を活用した地域交流サロン、うつの人などの居場所づくり、高齢者の食育、食物アレルギーの理解、摂食障害の理解、自閉症・ダウン症の理解、視覚障害理解に向けた福祉教育、日本語を母国語としない子どもたちの補習、いじめ防止、学生向けデートDV防止、児童虐待ネグレクト防止、DV被害者のステップハウス、路上生活者の自立支援、困難を抱える若者の就労支援など

本会は助成の相談に訪れる団体やグループと向き合うことで、その活動や地域の福祉課題を吸収しながら、運動の輪を地域に広げていくことができます。同時に、その活動の社会的認知度や信用を上げる効果も期待できます。場合によっては、公的サービスへの橋渡しを行うこともあるのです。

女性のギャンブル依存症の回復拠点「ヌジユミ」をご紹介します。

ギャンブル依存から抜け出せず、育児放棄や家庭崩壊、うつ病、自らの生命を絶つてしまうことなどが、深刻な社会問題となっています。

ヌジユミでは、この依存症から回復したスタッフを中心に、拠点の確保や回復プログラムの提供、相談、当事者ミーティングの実施、家族教育セミナーの開催、体験談・相談窓口情報をまとめた冊子の発行などの活動を行っています。

当事者同士の輪に、医師などの支援者が寄り添い、早期発見・早期治療の大切さや社会的な意識を促すために、後押しをするのが本会の役割だと思っています。

昨年度から実施している助成団

体に対するフォローアップ調査では、助成金の効果として、①信頼感や信用度が向上、②会員や賛同者が増加、③幅広い世代の参加、④他団体とのネットワークの広がりなどが挙げられています。

こうした活動が地域で認められ、ネットワークが広がるよう、今後も助成制度の有効活用を図ります。

市町村ともしび運動推進組織

市町村ともしび運動推進組織（以下、推進組織）は、運動の核組織として横浜市・川崎市を除く三十一市町村に設置されています。基金果実の助成金を活用して、左記のとおり、地域の実情に応じた取り組みを展開しています。

〈推進組織の主な取り組みテーマ〉

ともしび福祉講演会、健康・介護予防講座、ともしびポスター・絵本コンテスト作品展示、ともしびカレンダー・標語コンクール、福祉作文集の発行、福祉体験サマーチャレンジ、障害理解に向けた福祉教育DVDの作成、障害者週間キャンペーン、盲導犬・点字・手話・誘導・高齢者疑似体験、自助具展示・体験・相談、IT支援機器・ソフト体験会、IT支援ボランティア養成講座、傾聴ボランティア・知的障がいサポーター講座、車いすバスケットボール体験講座、車いすダンスの発表、車いすのパティシエ、知的障害児家庭と地域の方との交流会、認知症の家族の心をつなぐ交流会、ふれあいアートひろば、ふれあいコンサートとワークショップ、ボランティアフェスタなど

ともしび運動新行動指針に基づき「地域で共に考え、行動し、広げる」福祉の土壌づくりを行って、いくことが推進組織の役割です。

南足柄市ともしび運動推進連絡会では、市の身体障害者福祉協会研修会として、本会自助具工房とITサロンを訪れ、リウマチ友の会や脳卒中による中途障害者の会の体験談を聞いて、自

助具やIT支援機器・ソフトを試すことで、研修参加者の生活の幅を広げる機会としました

た。本会に届いた年賀状には「体験者との交流が自分の励みになり、初めて自筆で書きました」と感謝の言葉が添えられていました。

同じ推進組織である箱根町社協では、町社協と同じフロアにあるともしびショップファーストで行われたふれあいコンサートの中で、作業療法士による自助具体験・



は常設のファーストで自助具展示



交流の場を体験者同士で作り出す

相談を行い、障害への理解と自助具の正しい選び方・使い方を地域の方々に伝えました。

推進組織と本会事業のタイアップにより、少しずつですが、地域性を重視した取り組み、効果的な事業展開、地域への波及効果、運動の広がりが現れてきています。

本会は、来年度から五カ年で、新しい活動推進計画に基づく事業を展開していきます。その中で、地域で地道な活動を続ける草の根の活動や、複数の市町村をまたがる広域的な実践活動など、地域福祉コミュニティ構築に向けた仕組みとネットワークづくりのための助成制度を、専門委員会の中で検討していくことになっています。

地域の福祉課題に直面する当事者への理解を深めながら、思いやり・寄り添い・助け合い・支え合うことの大切さを伝え、本会の全体的な取り組みと並行しながら、地域拠点での取り組みを通じて常に運動のメッセージを発信し、継続的に働きかけていくことが重要ではないかと考えています。

（ともしび運動推進担当）

自閉症のある方への合理的配慮を求める報告書まとまる

神奈川県自閉症児・者親の会連合会・神奈川県自閉症協会(以下、親の会)では、自閉症のある人が求める合理的配慮を明確にしようと、平成二十二年度、「合理的配慮研究会」を立ち上げ、去る十月に、「自閉症児者の求める合理的配慮と障害者制度改革の方向性 第一版(コンセプト研究)報告」と題した報告書をまとめ、十一月には、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議、同会議総合福祉部のそれぞれに提出しました。

報告書では、自閉症のある方はさまざまな困難さを持ち、周囲か

〈自閉症児者の求める

基本的合理的配慮〉

- コミュニケーション支援、情報のバリアフリー化
- 本人がわかる環境を整える：環境の構造化が基本となります。
- ◇ 視覚的に伝える(「聞く」よりは「見る」)
- ◇ 順序付け、見通しを立てて伝える
- ◇ 一度に多くの情報を提供しない、伝えない
- ◇ 本人に直接、具体的に伝える
- ◇ 失敗は成功の母にならない、成功体験を重視
- ◇ 予定の変更、変化等は事前に説明
- ◇ 本当に理解できたか確認、フォローが必要
- ◇ 本人の意思表示、ヘルプ要請の方法作り
- ◇ 独り言、身体をゆらす等問題なければ許容
- ◇ 奇異な目で見ない(理解を持った無関心)

知的な遅れのある自閉症の人だけでなく、知的な遅れの無い自閉症の人にも同じ配慮が必要です

報告書への問合せは
神奈川県自閉症児・者親の会連合会
 info-kas@kas-yamabiko.jpn.orgまで

ら理解されにくいことや、意思が通じない事などから混乱とストレスが多くあることを整理しながら、そうした本人の困難さを軽減するために、①早期発見、発達支援、②社会の理解と合理的配慮、③自閉症児者を支える援助・医療・支援制度が施策の柱となることを提言しています。さらに、合理的配慮が、障害のある人それぞれの状況に応じ個別に調整、提供されるものであることを踏まえながら、自閉症児者が求める基本的合理的配慮を左記のようにまとめています。

※今回の報告書の印刷、配布には、本会地域福祉(ともしび)助成金が活用されました。

(企画調整・情報提供担当)

障害のある方が地域で安心して暮らすために、横浜市障害者後見の支援制度

住み慣れた地域で安心して暮らしていくことは、障害のある方やその家族の願いです。

横浜市では「将来にわたるあんしん施策」を「横浜市障害者プラン(第二期)」の重点施策に位置付けました。その具体的な取り組みとして、「横浜市障害者後見の支援制度」が平成二十二年十月から開始されています。

この制度は、各区で制度を運営する障害者後見の支援運営法人と、市域で制度を推進する横浜市障害者後見の支援推進法人が共同して、地域の中であんしんキーパー・サポーター・マネジャー等による人的支援の体制を新たに仕組みとして作るものです。そして、障害のある一人ひとりの日常生活を見守り、将来に対する漠然とした希望や不安への相談を受け、将来の生活について一緒に考えていきます。

実施区に居住する、後見の支援

を必要とする障害のある人が障害者後見の支援運営法人に登録して利用します。

現在(二月末時点)市内四区(南区・保土ヶ谷区・都筑区・栄区)で実施され、今後全区展開の予定です。今後の取り組みが期待されます。

※後見の支援制度は、民法上の成年後見制度とは違い、財産管理や契約行為は行いません。また、身体介助や家事援助など、直接支援は行いません。

(企画調整・情報提供担当)

障害者後見の支援運営法人

〈南区〉

(福)横浜共生会 地域生活支援センター南海 (なみ)
 ☎045-348-9035

〈保土ヶ谷区〉

(福)ほどがや 障がい者後見の支援室ほどがやゆめあん
 ☎045-331-9537

〈都筑区〉

(福)同愛会 つづき障害者後見の支援センターリリーフ・ネット
 ☎045-482-4871

〈栄区〉

※3月末に事務所移転のため電話番号が変更します。
 (福)訪問の家 サポートセンター径相談支援室
 ☎045-890-6601

横浜市障害者後見の支援推進法人

(福)横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター☎045-681-1277

自分らしく笑えて、泣ける場所の広がりを

県立がんセンター患者会コスモスの取り組みから

今号では、がんを抱えた人たちの本人らしさを支えていくために、どのような環境が大切なのか考えようと、治療中・治療後のがん患者の方やその家族が集い情報交換する場、「県立がんセンター患者会コスモス（以下、「コスモス」）」代表世話人の一人で、ご本人もがん経験者である青山泰三さんにお話をうかがいました。

生きることにつながる本人の集い

本県のがんり患者数は、平成十四年に約三万人でしたが、平成二十七年には、五万一千人に上ると推計されています。本県では、平成二十二年五月、「がんへの挑戦！十カ年戦略」が改定され、がんによる死亡率の軽減策、がんにならないための予防策等の取り組みが進められています。

がんの治療技術や予防策などの関心が高い一方で、がん患者は強

い不安感を抱え込みながら生活を送ることも少なくありません。家族や医療関係者にも、深い悩みの部分を言いにくく、コスモスに初めて参加される方の中には、「患者会との出会いに救われた」との声も聞かれます。

青山さんは、「当事者の方たちが、コスモスに参加し自分の不安や悩みを語ることで、これから生きていくことに前向きになれて、生きる力となることも。命と向き合う勇気ができて、ようやく『自分らしく生きる』ことを考えることができる」と話します。

十年前程前に、県立がんセンター内にコスモスが立ち上がって以来、地域のさまざまな協力もあり、毎月の定例会のほか、「乳がんの集い」「婦人科がんの集い」「患者家族の集い」「遺族の集い」「旅行」などの活動には、年間延べ千人が集まるほど、取り組みが広がってきました。

気持ちに配慮した支えの広がり

青山さんは、「地域で集いを開くときに、参加者の中には、自分が『がん』だということを伏せた人もいます。そうした気持ちに寄り添い、世話人としても、他人のために特別な取り組みをしようとせず、当事者が日々生活している中で、心から笑えて、泣ける場所を作れば」と話します。

病院内での医療サービスという限られた視点で本人を捉えるだけではなく、自分らしく生きていくための、心の支えが必要であることをコスモスの活動から教えられます。医療や福祉は人と向き合うからこそ、同じ体験をしている人たちの集いの場が、支える協力者と共に広がっていくことが大切なのではないでしょうか。

（企画調整・情報提供担当）

問合せは、
県立がんセンター
医療相談支援室まで
☎045-391-5761（代表）



毎月第2月曜日にある定例会。午後2時～4時、参加自由

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 **岡本誠一郎**

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

神奈川県福祉研究会

（税務・会計の専門家グループ）

- 理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
- 同 桑江 郁男(☎045-402-4433)
- 同 辻村 祥造(☎045-311-5162)
- 同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
- 同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)
- 代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(☎) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1766 FAX045(780)1598
<http://www.kki.co.jp/>

神奈川県総合防災センター (厚木市)

いざという時のために備えは万全ですか？
突然の災害に備えるためには、まず災害について知ること、考えることが大切です。
神奈川県総合防災センターで、地震や風水害などの体験や防災に関する理解を深めながら、住み慣れた地域で、誰もが手を携えて支え合うことの大切さを感じてみませんか。

センターへのアクセスはバスで！

厚木市にある神奈川県総合防災センターへは、小田急線愛甲石田駅2番バス乗り場から、伊勢原駅南口行き、または平塚駅北口行きに乗り。長沼バス停から徒歩5分ほどです。ほとんどのバスはノンステップかワンステップバスなので車いすでも安心です。センターには、地震や風水害などの体験ができるコーナーや防災情報の展示があります。授乳室、車いす用トイレ、点字パンフレットのほか、防災ビデオ（貸し出しも可）には手話付きも完備されています。

大地震や風水害を体験

「地震体験」では、台所をモデルに震度7の揺れを体験しました。電動車いす利用の取材スタッフは、揺れの大きさに驚いた様子。ほかのスタッフで入れる人はテーブルの下に入り、放り出されないようにテーブルの脚をしっかりとつかんで身を守りました。こうした場面では机だけでなく、玄関やトイレの中も耐震度が強いそうです。

「風水害体験」では、風速30メートルという息ができないほどの風を体験。風速26メートルで、成人男性も飛ばされてしまうといわれます。平日は強風のみ体験ですが、日曜祭日の午後には豪雨体験もできます。

消火器で画面に映る火災を消す「消火体験」では、一人暮らしの全盲スタッフも、火の位置を声で教えてもらいながら消火に初挑戦。10型という大きな消火器でも、16～18秒で消火剤がなくなってしまうため、初期消火をマスターしておくことが大切だと感じました。

さらに、煙を吸わないようにハンカチやタオルで口と鼻をおさえながら、出口を探して迷路

今月は ⇒ NPO法人神奈川県障害者
自立生活支援センター がお伝えします！

通称KILC（キルク）。1997年4月設立。障害者の自立生活を指してピアカウンセリング（障害者による相談事業）や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚2ヶ所を拠点に活動中。

〈連絡先〉(法人本部) 厚木市愛甲953-2
TEL: 046-247-7503 FAX: 046-247-7508
URL: <http://www.kilc.org>
E-mail: info@kilc.org

を進む「煙避難体験」など、これら4つのコーナーは、10人以上の団体で予約すれば体験することができます。

そのほか、「通報体験」「神奈川県の災害」「家庭防災の知恵」など、ぜひ知っておきたい情報が盛りだくさんです。

ノーマライゼーションの推進は災害への大切な備え

首都圏では、70年に一度の割合で大地震が発生しています。関東大震災から80年以上経った今、大きな地震がいつ起きてもおかしくありません。「一番大切なのは人と人との支え合い」「見知らぬ人同士が励まし合う心の温かさが忘れられない」と、館内の防災シアターの映画の中で語られた、阪神大震災被災者の言葉が深く心に残りました。

障害のある人もお年寄りも、誰もが共に生きるノーマライゼーション社会。それをより強固にすること、普段からみんなが支え合って共に生きていくことが、災害への大切な備えではないでしょうか。



「地震体験」



「消火体験」

インフォメーション

■神奈川県総合防災センター

厚木市下津古久280

電話 046-227-1700 (体験コーナー受付)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/03/0340/>

入館料無料。休館日は毎週月曜日、毎月第三火曜日（祝日にあたる場合は翌日）。

◆ご意見・ご感想は kikaku@knsyk.jp までお寄せください。



今月の福祉資料室



◆利用時間:月～金(第3金曜日、祝日、年末年始等を除く)の9時～17時
◆問合せ:☎045-311-8865

私のおすすめの1冊

紹介図書一覧

本年度、県内で活躍する関係者の方々からご推薦いただいた「おすすめ図書」をご紹介します。(本紙702号～711号掲載)

5月

成年後見制度が支える老後の安心 宮内康二 著 小学館



成年後見制度について、事例を豊富に掲載し、手軽に理解できる一冊

10月

精神病院を捨てたイタリア 捨てない日本 大熊一夫 著 岩波出版



精神保健に関するイタリアと日本の状況について書かれた一冊

6月

リーダーになる人を知っておいてほしいこと 松下幸之助 著 PHP研究所



実業家の体験を基にした知恵が掲載された一冊

11月

かもの法則 西田文郎 著 現代書林



成功する人と失敗する人の思考の違いを「かもの法則」としてまとめた一冊

7月

支え合い、育ち合いの子育て支援 大豆生田啓友 著 関東学院大学出版会



保育所や幼稚園などで実践される支援の内容や方法、課題などについて考察した一冊

12月

木を植えた人 ジャン・ジオノ 著 こぐま社



荒廃しきった土地に一人で木を植え続ける主人公が森林を蘇らせ、新しい村を作りだした物語

8月

7つの習慣-成功には原則があった! スティーブン・R・コヴィー 著 キングベア出版



成功するための基本的な原則を事例や具体的な方法について紹介した一冊

1月

腎不全を生きる 三五年の歩みから 梅田和彦 著 ゆみ出版



30代に腎不全と尿毒症を患い、透析治療に入った著者の35年の生活の歩みを綴った一冊

9月

遠い崖-アーネスト・サトウ日記抄 萩原延壽 著 朝日新聞出版



幕末から明治にかけて多くの志士との交流を日記としてまとめたイギリス人の記録集

2月

現象学入門 竹田青嗣 著 日本放送出版協会



主観、客観の問題を説く現象学をわかりやすく解説した一冊

しせつの損害補償 プラン1。施設の業務中事故賠償補償②

●ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設(法人)が法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合も含みます)の損害賠償金等を補償します。またこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

◆補償金額

	Aタイプ
第三者への損害賠償に関する補償*	3,000万円
○損害賠償金 ○訴訟費用	
ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償*	期間中 100万円
○クレーム対応費用 ○見舞品購入費用等	
免責金額(自己負担額)	0円

◆年額保険料(掛金) 保険期間1年

法人で運営している施設定員数	Aタイプ
～50名	27,000円
51名～100名	34,000円
101名～150名	41,000円
151名～200名	48,000円
以降1名～50名増ごとに	4,000円

補償内容

- 第三者への損害賠償
- 弁護士費用等の訴訟費用
- ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

※介護老人保健施設、有料老人ホームおよび病院は補償対象となりませんので定員数には入りません。
※訪問介護など利用者の自宅で行う居宅サービスなどの利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします

団体
契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(個人情報取扱事業者賠償責任保険)です。〈引受幹事保険会社〉株式会社損害保険ジャパン

*第三者への損害賠償に関する補償およびブランド価値のき損を防止・縮減するための補償は、縮小して補割合90%でお支払いします。〈SJ09-08939.2010/02/19〉

福祉問題の広がり〜新たな絆の創造〜個人・家族・地域



お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科教授
藤崎宏子さん

はじめに

ここ数年、グローバル経済の進展のもと、人びとの生活格差が拡大するとともに不安定化し、社会関係のありようも大きく変わってきました。そのような中で、「無縁社会」「孤独死」「孤族」など、メディアのつくりだした新しい言葉が人びとの耳目をひいています。ここでいう「無縁」や「孤独」は、ごく一部の特殊な人へのみ関連するのではなく、だれの身にも生じうるという問題提起が、私たちの心に重い波紋を広げています。

家族構成が変化し、家族による扶助のあり方も多様化する中、本年度の連載ではさまざまな福祉的課題がある本人や家族への社会的ケアの広がりについて、地域の団体の取り組み等から考えてきました。最終回の今号では、お茶の水女子大学大学院教授の藤崎宏子さんに、連載を整理しながら、これからの社会的ケアの広がりについて必要な視点についてご寄稿いただきました。

置されているわけではなく、当事者や家族、周囲の人たちによって一定の取り組みが始まっていることも教えてくれます。特に公的な支援を待つだけでなく、自ら声を挙げ、行動を起こそうとする市民の力に、「世の中まだ捨てたもんじゃない」という思いを強くしました。

福祉問題の広がり

最初に注目したいのは、広義の福祉政策で対応すべき問題の範囲の広がりです。今回の連載のなかでは、発達障害、若年認知症、高次脳機能障害、刑務所出所者の地域生活支援などがこれに当たるとでしょう。これらの問題は、従来病

れているという認識も、ようやく受け入れられるようになってきたばかりです。当事者でさえ社会問題として認知することに躊躇する現状もあって、潜在化している福祉問題の広がりにはさらに大きいものと思われれます。

当事者への支援と家族への支援

二点目に、病気や障害、貧困、孤立などの困難に直面する当事者への支援とともに、その当事者へ日常的にケアする家族への支援が求められているということですが、発達障害の子どもたち、認知症高齢者、若くして精神疾患や重い脳障害を負った人びと——これらの日常生活は、一般に、家族のケアにより支えられている部分が大きいのです。たとえ公的サービスに限界まで使ったとしても、利用可能なサービスの質量には限界があります。地域生活を前提に考えた場合、公的サービスの提供はサポート的なものにならざるをえず、その「点」と「点」をつなぐような役割を家族が果たしてこそ、「面」としての広がりや連続性をもつ当事者の生活の質が維持されるところという現実があります。

しかし、その当の家族はいわば「黒子」のようなものとみなされ、これまで社会的支援の対象とはなつてきませんでした。「ケアする人をケアする」ことの必要性が主張されるようになったのは、つい最近のことにすぎません。介護保険制度の隙間を埋めるようなボランティアグループのとりくみや、脳障害、認知症の人と家族を支える当事者グループのとりくみなどに、「ケアする人をケアする」という新しい理念の浸透をみてとることができます。これらのとりくみの多くは、まず、もう一人の問題当事者である「家族」自身によって立ち上げられていることに注目したいと思います。

公的サービスの限界と 地域社会の緩やかな絆

三点目に、国や自治体などが提供する公的サービスの限界についてです。サービス提供に限界をもたらず原因は、すでに述べたように、「問題」それ自体の社会的認知の低さもあるでしょうし、すでに制度化された領域でも、財政事情その他の理由によりサービスの提供や利用を抑えざるを得ないな

どの問題もあります。

ただし、ここで問題にしたいのは、たとえ今後公的サービスの整備が進んでも、なお「限界」が消滅するわけではないということですね。例えば、受刑者の刑務所出所後、精神障害者の退院後、そして発達障害をもつ子どもたちの成長過程への支援、これらはいずれも地域社会の受け入れ基盤を必要とします。家族や学校、施設や病院など、比較的その環境条件を統制可能な空間とは異なり、地域社会は多様な人びとの暮らす場であり、つねに流動的でもあります。このことは、広い意味でハンディキャップをもつ人とその家族にとって、大きな不安材料にもなるでしょう。しかし、私たちの生活によい意味での刺激を与え、生きていく実感を与えてくれるのもまた、この地域のもつ多様性や流動性ではないでしょうか。

今回の連載でも、さまざまな福祉問題の当事者やその家族にとつて、「顔の見えるつながり」「お互いさまの緩やかな関係」が重要であることが随所で強調されています。この「緩やかな絆」によって受け入れられている、支えられ

ているという実感は、すべての人にとって生活の豊かさや安心感の源泉となるものと思われれます。

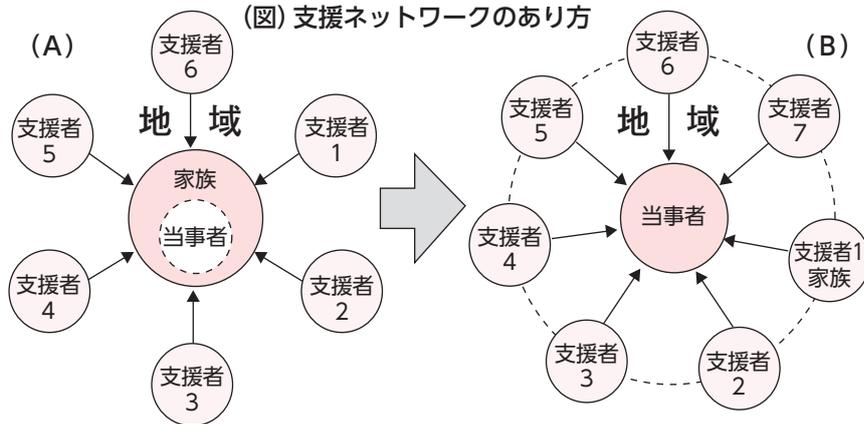
おわりに

ここまでの考察を、以下の図にまとめてみました。この図は、地域を基盤とした支援ネットワークの二つのイメージを示したものです。

(A)の図は、福祉問題の当事者が「家族」のなかで護られている半面、地域社会の一員としてその存在が明示化されていない状態をあらわしています。多様なサービス提供主体（支援者）はいらぬものの、相互の連携は必ずしもとれてはいません。一方、(B)の図では、「家族」もまたサービス提供の一主体という位置づけにあり、他の支援者と連携をとりつつ、福祉問題の当事者を支えるという支援ネットワークのあり方を表しました。このような支援体制が成り立つためには、地域社会の「緩やかな絆」の存在が不可欠だといえるでしょう。

今回の連載では、ホームレスの方たちや受刑者の出所後の生活支援についても採り上げられています。これらの方たちは、「家族」

(図) 支援ネットワークのあり方



という存在を当てにすることができない場合が多くあります。(B)の支援ネットワークのアイデアは、「家族」の存在を前提にしていなかったため、このような方たちの支援策を考える場合も有効ではないでしょうか。

地域社会を基盤とした新たな絆の創造に期待したいと思います。

(さくらき ともみ)

地域福祉担当者連絡会「地域の 見守り活動と個人情報」を開催

去る二月八日、地域福祉担当者連絡会を開催しました。

この連絡会は、市域・保健福祉圏域、県域等、それぞれの圏域での協働・連携体制を目指すため、県・市町村、社協、地域包括支援センター等の担当職員の相互理解を目的として毎年実施しているものです。今回は「地域の見守り活動と個人情報」をテーマにした基調講演や、地域の福祉活動の事例報告などを中心に行い、百三十八名の参加がありました。

今、地域では、家族や地域とのつながりが薄れ、社会から孤立する人たちが増えています。そのようなか、個人情報保護に対する過剰な反応の結果、見守り活動をはじめとする地域の福祉活動が阻まれている現状も一部見られます。一方で、そうした状況であつても、地域の中では工夫を凝らした多様な活動が展開されています。今回の連絡会の中では、県内外の三つの先駆的な取り組みが報告

されました。

防災グッズ「安心くん」を媒介にした見守り活動

横浜市都筑区の池辺地区社協（会長：座間恒一さん）が平成十七年から取り組んでいるのは、一人暮らしの高齢者や身体に障害のある人が、災害時に家に閉じ込められた時に使用する防災グッズ「安心くん」の配布です。これは、緊急の際の連絡カードや助けを求めするための笛、懐中電灯に加え、水やキャラメルなども入っている袋です。



地域のアイデアが詰まった「安心くん」。見守り活動のきっかけに

この水とキャラメルの配布には、災害時の粉塵によるのどの痛みを和らげたり、甘いものによって緊張をほぐす意味もあるのですが、実は、別のところにもねらいがあります。災害時の水や食品には、長期保存が可能なものもありますが、「安心くん」にはあえて賞味期限

が短いものを入れていきます。そして、賞味期限の前に入れ替えを行うための訪問活動を行っていただきます。つまり、賞味期限を利用して訪問のきっかけづくりをしているのです。

見守り活動は、はじめのうちは見守られる側が構えてしまいがちですが、「安心くん」の入れ替えを目的とした訪問ならば、抵抗感なく受け入れられると言います。グッズを介することで、訪問の目的や意図が相手に見えやすく、受け入れられやすくなったのでしょうか。

また、会場からは、来年度から「安心くん」を導入する予定の、綾瀬市社協からの報告もありました。

支え合い活動の推進に向けた、 集合住宅や行政の取り組み

横浜市栄区にある公田町団地の報告では、団地住民の高齢化や孤独死が起こったことをきっかけに始められた、自治会やNPOを中心とした見守りや買い物支援などの活動が紹介されました。

見守りのための支援員や見守り連絡会議等による情報の共有化、

センサー（感知器）を活用した見守りシステムなど、新しい取り組みを行う中で、見守りのための訪問を拒否する人がいたり、新しい転入者の状況の把握が困難など課題が見えてきたそうです。

一方、東京都中野区役所からは、地域の支え合いを推進していくために、見守り拠点を整備し、支え合い活動の担い手が、要支援者の異変を発見した場合、二十四時間三百六十五日相談ができるような体制を検討中だという報告がありました。あらかじめ区の職員が見守りの対象となる人の状況を把握し情報の集約をします。これらの人の名簿を地域の支援者に提供していくことができるよう、現在条例改正に向けた準備を行っています。

地域の中の「孤立」が進んでいると言われる中で、住民による見守りの活動はさらに重要になっていくと考えられます。それぞれの地域で創意工夫のある取り組みがなされていますが、本会も引き続き情報収集し、事例等の提供を行っていきたいと考えています。

（市町村社協支援担当）



心に癒しを！ 笑顔をお届けます

笑顔の配達人（南足柄市）

道化師、ピエロを英語で言う「クラウン」。クラウンが、社会福祉施設や病院などの利用者に寄り添い、共感し、笑いと遊び心による癒しのひとときで、利用者が心地よいと感じる世界へ誘う「ケアリングクラウン（造語）」（以下、「クラウン」）の活動が今広がりに始めています。

今回は、クラウンをボランティア活動に取り入れた「笑顔の配達人」代表の井上高久さんと会員の内田章さん、田中文治さんにお話を伺いました。

笑いをボランティア活動に

すでに市内で社会福祉活動に取り組んでいた井上さんは、あるテレビ番組でクラウンを取り上げているのを見て、「笑いや遊びを使ったボランティア活動はできないか」と南足柄市社協（以下、「市

社協」に提案しました。市社協からの協力を得ながら、研修会を重ねた結果、平成二十一年六月にボランティア

グループを発足、現在会員は八名。社会福祉施設や地元のお祭りなどで、風船で犬や剣を作ったり、顔に絵を描いてあげるなど、会員が得意なことを生かしながら活動しています。



赤い鼻のクラウンに、「もっと作って」と両手いっぱい抱えるほど頼も子もいるとか

相手の心に寄り添う

市社協が主催する障害児一時預かり事業「しゃぼんだまの会」の子どもと出会った時のことを井上さんはこう語ります。

「初めは不安な様子で、遠くから

こっちをチラチラ見ていたけど、雰囲気引かれ寄ってきて、いつの間にか笑顔になっていったんだ」相手にとって安心できる時間を作るためにも、この相手の気持ちの変化をじっくり待つことを大切にしています。

「待つ時間は人によってさまざまです。だから、活動内容は事前に考えません。一人ひとりの心に寄り添い『この子は何を求めているのか』を感じながら接していきます。そのため、私たちも『引き出し』を多く用意し、そこから選び出す即興性を学んでいます」と井上さんは微笑みます。

相手に寄り添うことも大きなボランティア活動。活動を継続することで、おぼろげだった活動の目的が、少しずつ固まってきたといえます。「調理器具を楽器にし、お互いが笑顔になる手法もこれから取り入れ、活動を広げたい」と三人は今後の意気込みを熱く語ってくれました。

（福祉ボランティア・シニア活動支援担当）

「笑顔の配達人」については、南足柄市社協までお問い合わせください。
☎0465-72-2269

広告

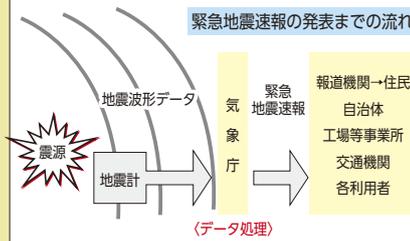
防火管理者の皆様へ

消防用設備等点検時には**無償**で点検推進指導員を派遣し防火管理者の立会を支援いたします。

緊急地震速報

（執筆）神奈川県温泉地学研究所 杉原英和次長

地震の強い揺れは、一般的に地震波のうちS波（横波）と呼ばれるものによって起こされると言われています。そのためS波のことを、主要動とも言われています。地震観測では、このS波の前にP波（縦波）と呼ばれるものを観測できます。速報ではこのP波を観測した時点から地震の「マグニチュード」や「震度」を予測します。予測は自動的に速報として発表されますが、余裕は数秒～十数秒しかありません。震源が近い場合には間に合わない場合もあります。事前に何をしたら良いのか決めておくことも重要な地震対策です。



消防用設備の 安心を保障します



（財）神奈川県消防設備安全協会
TEL 045-201-1908